

令和6年度保育料 多子軽減に関する届出書

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所 _____

連絡先 _____

保護者氏名 (自署又は記名押印) _____

わたしの世帯には、幼稚園（千葉市が保育料を決定する施設給付型幼稚園を除く）、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援又は企業主導型保育事業（以下、これらの施設を「幼稚園等」という）を利用している（又は利用することが決まっている）兄姉がいるため、保育料の多子軽減に関する届出をします。

なお、本届出書及び在籍証明書の記載内容等について、千葉市が必要と認める場合に、関係機関に照会することについて、あらかじめ同意します。また、退園や入園を取り消した場合は速やかに届出をします。虚偽申請や届出遅滞により、支払うべき差額が発生した場合は、速やかに納入します。

【申請者記入欄】（家庭内の就学前児童全員をご記入ください）

区分	最も年齢の高い児童	次に年齢の高い児童
①児童名	(フリガナ)	(フリガナ)
②利用施設名		
③生年月日	年 月 日	年 月 日
④利用開始年月日	年 月 日	年 月 日
区分	その他の児童	その他の児童
①児童名	(フリガナ)	(フリガナ)
②利用施設名		
③生年月日	年 月 日	年 月 日
④利用開始年月日	年 月 日	年 月 日

※ 注意事項

- 上記児童のうち、幼稚園等を利用している兄姉については、在籍証明書（千葉市又は当該施設の様式）をあわせて提出してください。
- 兄姉の在籍証明書については、令和6年4月1日以降に在籍していることがわかるものを提出してください。（毎年度提出が必要です。）
- 兄姉が幼稚園等を実際に利用開始する前に本届出書を提出する場合は、施設利用の開始が決まっていることがわかる資料（内定通知や入園料の領収書等（コピー可））を添付してこども家庭課に提出してください。
- 幼稚園等を利用している児童が、当該施設の利用を年度途中でやめた場合は、速やかにこども家庭課まで連絡してください。

（対象施設、制度詳細については裏面をご覧ください。）

保育料の多子軽減制度について

現在、保育園等(認定こども園又は保育園(所))に通われているお子様の保育料について、幼稚園等(下記枠内に記載の対象施設)を利用している就学前の兄姉がご家庭内にいる場合、届出により多子軽減が適用になります。

保育料の多子軽減とは、同一世帯から就学前児童が2人以上同時に、下記の対象施設（千葉市外の施設を含む。）を利用する場合に、次のとおり保育料を軽減する制度です。

◆保育料

- ・その中で最も年齢の高い児童（1人目） → 基準額
- ・その中で次に年齢の高い児童（2人目） → 基準額の1/2
- ・その他の児童（3人目以降） → 無料

◆対象施設

認可保育所（園） 幼稚園 認定こども園

地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育事業等）

特別支援学校幼稚部 児童心理治療施設通所部 児童発達支援 医療型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援 企業主導型保育事業

※認可保育園の一時預かり、プレ幼稚園、保育ルームは対象外です。

上記対象施設のうち、幼稚園(千葉市が保育料を決定する施設給付型幼稚園を除く)、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援又は企業主導型保育事業については、多子軽減に関する届出書等の提出が必要です。

（認可保育所（園）、施設給付型幼稚園、認定こども園、地域型保育事業については届出不要です。）

●提出先

千葉市内の施設を利用されている場合：利用施設のある区のこども家庭課

千葉市外の施設を利用されている場合：お住まいの区のこども家庭課